

地方法人課税に係る平成31年度税制改正等について (令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用)

平成31年度税制改正において、地方法人課税における新たな偏在是正措置として、次のとおり改正が行われましたので、その概要についてお知らせします。

なお、改正前後の法人が負担する税合計額は概ね一致し、税負担額が増えることのないよう制度設計されています。

I 法人事業税の税率の改正

平成31年度税制改正において地方税法等が改正され、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から以下のとおり適用されます。

法人の区分		課税標準		税率		
				平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	
所得金額課税法人	普通法人 (外形標準課税法人以外の法人)、 公益法人等 (特別法人以外の法人)	軽減税率適用	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%	3.5%	
			所得のうち年400万円超800万円以下の金額	5.1%	5.3%	
			所得のうち年800万円超の金額	6.7%	7.0%	
	特別法人 (協同組合、信用金庫、医療法人等)	軽減税率不適用	3都道府県以上に事務所等を有し資本金又は出資金の額が1,000万円以上の法人	6.7%	7.0%	
			軽減税率適用	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%	3.5%
				所得のうち年400万円超の金額	4.6%	4.9%
軽減税率不適用	3都道府県以上に事務所等を有し資本金又は出資金の額が1,000万円以上の法人	4.6%	4.9%			
	収入金額課税法人 (電気供給業、ガス供給業又は保険業を行う法人)	収入割	収入金額	0.9%	1.0%	
外形標準課税対象法人	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人	所得割	軽減税率適用	所得のうち年400万円以下の金額	0.3%	0.4%
				所得のうち年400万円超800万円以下の金額	0.5%	0.7%
				所得のうち年800万円超の金額	0.7%	1.0%
		軽減税率不適用	3都道府県以上に事務所等を有する法人	0.7%	1.0%	
	付加価値割	付加価値額	1.2%	1.2%		
	資本割	資本金等の額	0.5%	0.5%		

Ⅱ 特別法人事業税の創設

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、法人事業税の一部を分離して、特別法人事業税が創設されます。

特別法人事業税は、法人事業税の納税義務者に対して課される国税ですが、法人事業税と併せて都道府県に対して申告納付を行います。

令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用され、税率は以下の表のとおりです。

法人の種類	課税標準	税率
		令和元年10月1日以後に開始する事業年度
付加価値割、資本割及び所得割の合算額によって法人事業税を課される法人	基準法人所得割額	260%
所得割によって法人事業税を課される普通法人等	基準法人所得割額	37%
所得割によって法人事業税を課される特別法人	基準法人所得割額	34.5%
収入割によって法人事業税を課される法人	基準法人収入割額	30%

※地方法人特別税は消費税率10%への引上げ時期にあわせて令和元年10月1日以後に開始する事業年度から廃止されます。

《予定申告に係る経過措置》

令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告については、次のとおり経過措置が設けられています。

○ 法人県民税（法人税割）

前事業年度の法人税割額 × 1.9 ÷ 前事業年度の月数

○ 法人事業税

前事業年度の法人事業税額（割ごとの額） ÷ 前事業年度の月数 × 6.3

○ 特別法人事業税

前事業年度の法人事業税額 ÷ 前事業年度の月数 × 2.3